様式第５号（第７条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

法人名称

代表者氏名　　　　　　　　　　様

宇美町長

介護ロボット導入促進事業補助金交付決定通知書

　平成　　年　月　日付けで交付申請のあった介護ロボット導入促進事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付確定通知書をもって確定します。

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

(1)　補助事業により導入した介護ロボットについて、導入後３年間の各年度の使用状況を翌年度の４月末日までに報告すること。

(2)　介護ロボット導入計画の記載内容、経費の配分その他の補助事業の遂行計画の変更（町長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。

(4)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(5)　補助事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年９月２６日政令第２５５号。以下「適化法施行令」という。）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が定めた期間を経過するまで、町長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。

(6)　財産を処分することにより収入があった場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは返還を命ずる場合があること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の　完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(8)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(9)　この補助金と対象経費を重複して、他の公的な補助金又はそれに類する交付金等の交付を受けてはならないこと。

(10)　補助事業を行うために締結する契約については、可能な限り、複数の販売代理店から見積書を徴取して比較し、契約相手方を合理的に選定すること。

(11)　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄　付金等の資金提供を受けてはならないこと。

(12)　その他町長が必要と認める事項